

こどもの生活（ヤングケアラー）についてのアンケート

I.あなた自身のことについて

【1】学年を教えてください。（あてはまる番号1つに○）

1. 小学5年生 2. 小学6年生

【2】通っている学校名を教えてください。

【3】誰と一緒に住んでいますか。（あてはまる番号すべてに○）

1. お父さん 3. おじいさん 5. 兄 7. 弟 9. その他

2. お母さん 4. おばあさん 6. 姉 8. 妹

II.ヤングケアラーについて

家事や家族のお手伝いをすることは、価値（かち）のあることです。しかし、大人が家事や家族のお世話をせず、大人に代わって、子どもが家事や家族のお手伝いをとても多くしすぎることで、「勉強したい」、「遊びたい」と思っても、そういったことができなくなってしまうことがあります。こうした過度（かど）に家事やお手伝いをしている子どものことを「ヤングケアラー」といいます。（具体例は図のとおりです。）



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

【4】「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがありましたか。（あてはまる番号1つに○）

1. 聞いたことがあり、内容も知っている

2. 聞いたことはあるが、よく知らない

3. 聞いたことがなかった

【5】あなたはヤングケアーにあてはまると思いますか。(あてはまる番号1つに○)

1. あてはまる⇒【6】へ
2. あてはまらない⇒終了
3. わからない⇒終了

【6】あなたは誰のお世話をしていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. お父さん 3. おじいさん 5. 兄 7. 弟 9. その他
2. お母さん 4. おばあさん 6. 姉 8. 妹

【7】どんなお世話をしていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 家事(料理(りょうり)、掃除(そうじ)、洗濯(せんたく)) 6. 見守り
2. 兄弟姉妹のお世話や送り迎(むか)え 7. 通訳(つうやく)(日本語や手話など)
3. 入浴、トイレのお世話など 8. お金の管理
4. 外出の付きそい(買い物、散歩など) 9. 薬の管理
5. 病院の付きそい 10. その他()

【8】お世話をしていることで、できていないことはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 特にない 6. 友達と遊ぶことができない
2. 学校に行きたくても行けない 7. 習い事ができない
3. 遅刻(ちこく)や早退(そうたい)をしてしまう 8. 自分の時間が取れない
4. 宿題や勉強をする時間がない 9. その他()
5. 寝(ね)る時間が十分に取れない

【9】お世話をすることをどのように感じていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. やりがいを感じている 4. 気持ちの面で大変
2. 楽しい 5. 特に何も感じていない
3. 体力の面で大変 6. その他()

【10】お世話をしている家族のことやその悩みやみを相談しましたか。

(あてはまる番号1つに○)

1. ある⇒【11-①】へ 2. ない⇒【11-②】へ

【11-①】相談した相手は誰ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 家族(お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、兄弟姉妹) 6. 医師(いし)や看護師(か
んごし)など病院の人
2. 親戚(しんせき)(おじ、おば) 7. 福祉サービスの人(ヘルパーなど)
3. 友達 8. 近所の人
4. 学校の先生(保健室の先生以外) 9. 市役所の人
5. 保健室の先生 10. その他()

【11-②】相談していない理由を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 相談するほどの悩みではない 4. 家族のことを話したくない
2. 誰だれに相談するのがよいかわからない 5. 相談しても何も変わらない
3. 相談できる人がいない 6. その他()

Ⅲ.ヤングケアラーに関する相談先について（案内）

■大町市役所

民生部 子育て支援課 子育て支援係

電話 0261—22—0420（内線685）

月曜日～金曜日8:30～17:15まで（祝日、年末年始を除く）

メール kosodateshienka@city.omachi.nagano.jp

すぐに相談を希望する場合は、組と出席番号を教えてください。担当から連絡させていただきます。

（相談を希望しない場合は回答不要です。）

組	
出席番号	

■長野県ヤングケアラー専用相談窓口（長野県社会福祉協議会内）

電話 026—228—4244

月曜日～金曜日8:30～17:00まで（祝日、12月29日～1月3日を除く）



URL：<https://www.anshin-nagano.jp/project/young-carer/>

■こども家庭庁ホームページ



URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。